

## 議案第44号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公  
営及び使用規則の一部を改正する規則制定について

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用  
規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和3年8月26日 提出

唐津市教育委員会

委員長 栗原宣康

提案理由 施設の追加、使用室及び面積、設備の程度及び入場定員の変更等によ  
り改正するもの。

# 規 則 案 の 概 要

## 1 規則案の題名

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部を改正する規則

## 2 改正理由

施設の追加、使用室及び面積、設備の程度及び入場定員の変更等により規則を改正するもの。

## 3 改正内容

施設の追加及び施設名等の変更に伴い、別表を一部改正するもの。

## 4 施行期日

公布の日から施行する。ただし、別表中竹木場公民館は令和3年9月1日から施行する。

唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公  
 営及び使用規則の一部を改正する規則

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用  
 規則（平成17年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

施設名	使用室及 び面積	設備の程度							入 場 定員	使用料	
		演台	演壇	演題掲 示	椅子	ござ	時計	照明（電 灯）		昼	夜
大志小	屋内運動 場 91 9.00	有	ス テ ス テ ー ー ジ ジ バ ッ ク	有	有	有	有	200W2 0 66W18 33W9	90 0	70 0	1, 50 0
東唐津 小	屋内運動 場 76 7.00	有	ス テ ス テ ー ー ジ ジ バ ッ ク	有	有	有	有	白 300 W12 水 300 W12	80 0	70 0	1, 50 0
外町小	屋内運動 場 60 2.00	有	ス テ ス テ ー ー ジ ジ バ ッ ク	有	有	有	有	80W12 水 400 W21	80 0	70 0	1, 50 0
成和小	屋内運動 場 88 0.00	有	ス テ ス テ ー ー ジ ジ バ ッ ク	有	有	有	有	270W8 300W1 0 2	90 0	70 0	1, 50 0
長松小	屋内運動 場 93	有	ス テ ス テ ー ー ジ ジ バ ッ	有	有	有	有	水 500 W24	90 0	70 0	1, 50

	7.00			ク								0
西唐津小	屋内運動場 75 5.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	白 50W 12 300W1 2	80	70	1,	050 0
竹木場小	屋内運動場 79 2.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	225W3 0 72W14	80	70	1,	050 0
高島小	屋内運動場 73 8.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	水 500 W10	80	70	1,	050 0
佐志小	屋内運動場 74 9.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	水 300 W9 白 500 W6	80	70	1,	050 0
鏡山小	屋内運動場 88 0.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	水 500 W18	90	70	1,	050 0
久里小	屋内運動場 72 0.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	水 400 W6 水 300 W24	80	70	1,	050 0
鬼塚小	屋内運動場 79 4.00	有	ステ ージ	ステー ジバツ ク	有	有	有	水 300 W28 100W8	80	70	1,	050 0
大良小	屋内運動場 83	有	ステ ージ	ステー ジバツ	有	有	有	白 100 W5	90	70	1,	050

	2.00			ク				水 400			0
								W29			
湊小	屋内運動 場 60 2.00	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水 300 W3 200W6 白 300 W6	80	70	1, 0 50 0
一中	屋内運動 場 98 5.13	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	200W8	1,0	70	1, 0 50 0
佐志中	屋内運動 場 87 2.40	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水 300 W24	90	70	1, 0 50 0
五中	屋内運動 場 60 1.65	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	40W7	80	70	1, 0 50 0
鏡中	屋内運動 場 87 2.76	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水 300 W24	90	70	1, 0 50 0
鬼塚中	屋内運動 場 88 8.00	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水 400 W6 水 300 W24	90	70	1, 0 50 0
西唐津 中	屋内運動 場 91 2.05	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	水 400 W28	90	70	1, 0 50 0
湊中	屋内運動	有	ス	ステ ー ジ	有	有	有	40W8	60	70	1,

	場 5 6 7. 0 0		ージ ク	ジバツ					0	0	5 0 0
大成公 民館	会 議 室 1 7 7. 7 5	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	なし	有	3 6 W 4 5 0 W 7	2 2 0	唐津市公民館 条例（平成17年条 例第300号）に規定 する額	
志道公 民館	会 議 室 2 6 3. 0 0	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	なし	有	1 0 0 W 1 0	2 5 0		
東唐津 公民館	会 議 室 1 9 3. 6 3	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	有	有	4 0 W 4 5 0 W 7	2 0 8		
長松公 民館	会 議 室 3 1 5. 3 5	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	有	有	3 6 W 4 8 白 6 0 W 0 5	3 5		
西唐津 公民館	講 堂 4 8 3. 0 0	なし	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	なし	有	水 4 0 W 1 2 0 白 8 W 2 0	5 0		
竹木場 公民館	大 会 議 室 1 6 4. 8 5	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	有	有	5 0 W 4 3 8 W 2 4 3 6 W 1 2	1 5 0		
高島公 民館	会 議 室 1 1 4. 3 1	有	なし	なし	有	なし	有	4 0 W 4	1 0 0		
佐志公 民館	大 会 議 室 2 8 3. 0 0	有	ス テ ー ジ ク	ス テ ー ジ バツ ク	有	有	有	1 0 0 W 8	3 5 0		

久里公 民館	会 議 室 1 6 8 . 0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	1 0 0 W 8	2 0 0		
鬼塚公 民館	会 議 室 1 6 8 . 0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	1 0 0 W 8	2 0 0		
大良公 民館	講 堂 2 0 8 . 0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	なし	有	4 0 W 6	3 0 0		
湊公民 館	大 会 議 室 2 4 5 . 1	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	3 2 W 2 0 4 2 W 1 3	3 0 0		
神集島 公民館	講 堂 2 2 2 . 7 6	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	8 0 W 1 2	2 0 0		
成和公 民館	会 議 室 2 5 4 . 2 2	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	3 2 W 4 8 白 3 0 W 5	3 0 0		
唐津市 都市コ ミュニ ティセ ンター	会 議 室 2 1 1 . 7 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	有	有	白 1 0 0 W 9 白 6 0 W 1 2 1 1 0 W 1 2 4 0 W 1 4	3 0 0	唐津市都市 コミュニテ ィセンター 条例（平成 1 7 年条例 第 3 0 5 号）に規定 する額	
浜崎小	屋 内 運 動	有	ス テ	ス テ ー	有	有	有	3 0 0 W 2	8 0	7 0	1,





										する額
相知小	屋内運動場 797	有	ステージ	ステーション	有	無	有	400W24	500	唐津市照明施設条例(平成17
伊岐佐小	屋内運動場 630	有	ステージ	ステーション	有	無	有	400W21	400	年条例第329号)に規定する額
相知中	屋内運動場 1,080	有	ステージ	ステーション	有	無	有	300W24	1,000	
北波多公民館	大会議室	有	ステージ	ステーションバック	有	無	有	60W440W144150W6100W2	200	唐津市公民館条例に規定する額
	第1会議室	無	無	無	有	無	有	40W16	40	
	第2会議室	無	無	無	無	無	有	40W12	40	
	第3会議室	無	無	無	無	無		(30W+28W) 1 (28W+28W) 2 (28W+30W+40W)	40	
入野小	屋内運動場	有	有	ステーション	有	無	有	300W14	0	0

	場 6 1 9			ジバツ ク				2	0		
田野小	屋内運動 場 8 4 4	有	有	ステー ジバツ ク	有	有	有	4 0 0 W 1 3	5 0 0	0	0
納所小	屋内運動 場 8 6 4	有	有	ステー ジバツ ク	有	無	有	2 0 0 ~ 4 0 0 W 1 2	5 0 0	0	0
入野小 向島分 校	2Fホール 1 6 2	無	有	無	有	有	有	4 0 W 1 1	1 0 0	0	0
切木小	屋内運動 場 6 0 4	有	有	ステー ジバツ ク	有	無	有	4 0 0 + 2 5 0 w 1 2 4 0 0 w 2	5 0 0	0	0
肥前中	屋内運動 場 1, 3 5 4	有	有	ステー ジバツ ク	有	無	有	3 0 0 W 2 0	1, 0 0 0	0	0
肥前公 民館	第 1 研修 室 1 4 5	無	有	黒板等	有	有	有	4 0 W 6 4	1 2 0	唐津市公民館 条例に規定する額	
名護屋 小	屋内運動 場 1, 0 3 3. 0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジバツ ク	有	無	有	4 0 0 W 1 6 4 0 0 W 1 2	1, 0 0 0	0	0
打上小	屋内運動 場 7 4 8. 0 0	有	ス テ ー ジ	ス テ ー ジバツ ク	有	無	有	4 0 0 W 2 4	8 0 0	0	0

馬渡島 小中	屋内運動 場 6 1 0. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	3 0 0 W 2 8	2 8 0 0	0	0
加唐小 中	屋内運動 場 6 6 5. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	4 0 0 W 2 4 蛍光管 1 2	2 8 0 0	0	0
加唐小 松島分 校	講堂 1 0 8. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	無	無	有	3 2 W 1 5 3 2 W 1	7 0	0	0
海青中	屋内運動 場 1, 3 5 0. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	2 0 0 W 3 5 6 6 W 1 6 3 3 W 8	1, 0 0 0	7 0 0	1, 5 0 0
鎮西公 民館	第 8 研修 室 2 8 3. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	蛍光管 1 8 スポット 2 0 0	2 0	唐津市公民館 条例に規 定する額	
打上公 民館	第 5 研修 室 2 2 1. 0 0	無	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	蛍光管 1 8 スポット 4 0	1 5		
呼子小	屋内運動 場 6 2 1. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	4 0 0 W 2 4	2 8 0 0	0	0
小川小 中	屋内運動 場 6 6 9. 0 0	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	4 0 0 W 2 8	2 8 0 0	0	0
呼子公 民館	大会議室 3 7 6. 2	有	ス ー ジ	ステ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	3 2. 5 W 1 0	3 4 4	唐津市公民館 条例に規	

	5			ク				43W36 31.9W2 1	定する額		
	中会議室 79.4	無	無	ホワイト ボード	有	無	有	43W9 黒板灯 19.5	80		
	小会議室 57.70	無	無	ホワイト ボード	有	無	有	43W6 黒板灯 19.5W2	40		
	中和室 56.10	無	無	無	無	無	有	60.5W6 5.9W1 (床の間)	40		
	小和室 44.50	無	無	無	無	無	有	60.5W4	25		
北部集 会所	集会室 100.8 4	無	ステ ージ	無	無	有	有	40W24	14 0	0	0
	和室 1 9.87	無	無	無	無	無	無	40W8	30	0	0
天満集 会所	和室 3 3.12	無	無	無	無	無	有	(40W+ 32W+3 0W) 2	50	0	0
呼子中 央集會 所	集会室 1 32.50	有	ステ ージ	ステ ージ	無	無	有	40W39 150W2 20W3	26 5	0	0
川端集 会所	会議室 52.61	有	ステ ージ	無	有	無	有	40W13	75	0	0

愛宕下 集会所	和室 3 6.43	無	無	無	無	無	有	20W13	50	0	0
愛宕上 集会所	集会室 43.06	有	ステ ージ	無	無	無	無	40W18 110W2	60	0	0
殿ノ浦 集会所	1階和室 36.85	無	無	無	無	無	有	20W12	50	0	0
	2階和室 26.49	無	無	無	無	無	有	30W4	35	0	0
殿ノ浦 西集會 所	大研修室 43.77	無	無	無	無	無	有	20W24	50	0	0
	小研修室 21.8	無	無	無	無	無	有	20W8	25	0	0
小友集 會所	會議室 55.89	無	無	無	無	有	有	110W1 0	80	0	0
大友集 會所	會議室 24.30	無	無	無	無	有	有	40W12	35	0	0
片島集 會所	和室 3 7.26	無	無	無	無	無	有	40W8	50	0	0
七山小 中	屋内運動 場 94 3.00	有	ステ ージ	ステ ージ バック ク	有	有	有	110W1 0 270W2 0 400W2 0	60	70	1, 050 0
七山公 民館	多目的ホ ール 6 47.00	有	ステ ージ	ステ ージ	有	有	有	40W84 150W6 4	72	唐津市公民 館条例に規 定する額	

								4 0 0 W 1	
								1	

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中竹木場公民館は、令和3年9月1日から施行する。

議案第44号参考資料

唐津市公の施設の設備の使用による個人演説会開催に必要な設備の公営及び使用規則の一部改正新旧対照表

改 正 案											現 行												
別表（第1条関係）											別表（第1条関係）												
施設名	使用室及び面積	設備の程度						入場定員	使用料			施設名	使用室及び面積	設備の程度						入場定員	使用料		
		演台	演壇	演題掲 示	椅子	ござ	時計		照明（電 灯）	昼	夜			演卓	演台	演題掲 示	椅子	ござ	時計		照明（電 灯）	昼	夜
大志小	屋内運動場 91.9.00	有	有	有	有	有	有	200W20 66W18 33W9	90	70	1,050	大志小	屋内運動場 91.9.00	有	有	有	有	有	有	200W20 66W18 33W9	90	70	1,050
東唐津小	屋内運動場 76.7.00	有	有	有	有	有	有	白 300W12 水 300W12	80	70	1,050	東唐津小	屋内運動場 76.7.00	有	有	有	有	有	有	白 300W12 水 300W12	80	70	1,050
外町小	屋内運動場 60.2.00	有	有	有	有	有	有	80W12 水 400W21	80	70	1,050	外町小	屋内運動場 60.2.00	有	有	有	有	有	有	80W12 水 400W21	80	70	1,050
成和小	屋内運動場 88.0.00	有	有	有	有	有	有	270W8 300W12	90	70	1,050	成和小	屋内運動場 88.0.00	有	有	有	有	有	有	270W8 300W12	90	70	1,050
長松小	屋内運動場	有	有	有	有	有	有	水 500	90	70	1,050	長松小	屋内運動場	有	有	有	有	有	有	水 500	90	70	1,050

	場 93		ージ	ジバツ			W24	0	0	50			
	7.00			ク						0			
西唐津小	屋内運動場 75	有	ステ	ステー	有	有	白 50W	80	70	1,			
	5.00		ージ	ジバツ			12	0	0	50			
				ク			300W1			0			
							2						
竹木場小	屋内運動場 79	有	ステ	ステー	有	有	225W3	80	70	1,			
	2.00		ージ	ジバツ			0	0	0	50			
				ク			72W14			0			
高島小	屋内運動場 73	有	ステ	ステー	有	有	水 500	80	70	1,			
	8.00		ージ	ジバツ			W10	0	0	50			
				ク						0			
佐志小	屋内運動場 74	有	ステ	ステー	有	有	水 300	80	70	1,			
	9.00		ージ	ジバツ			W9	0	0	50			
				ク			白 500			0			
							W6						
鏡山小	屋内運動場 88	有	ステ	ステー	有	有	水 500	90	70	1,			
	0.00		ージ	ジバツ			W18	0	0	50			
				ク						0			
久里小	屋内運動場 72	有	ステ	ステー	有	有	水 400	80	70	1,			
	0.00		ージ	ジバツ			W6	0	0	50			
				ク			水 300			0			
							W24						
鬼塚小	屋内運動	有	ステ	ステー	有	有	水 300	80	70	1,			

	場 93		ージ	ジバツ			W24	0	0	50			
	7.00			ク						0			
西唐津小	屋内運動場 75	有	ステ	ステー	有	有	白 50W	80	70	1,			
	5.00		ージ	ジバツ			12	0	0	50			
				ク			300W1			0			
							2						
竹木場小	屋内運動場 79	有	ステ	ステー	有	有	225W3	80	70	1,			
	2.00		ージ	ジバツ			0	0	0	50			
				ク			72W14			0			
高島小	屋内運動場 73	有	ステ	ステー	有	有	水 500	80	70	1,			
	8.00		ージ	ジバツ			W10	0	0	50			
				ク						0			
佐志小	屋内運動場 74	有	ステ	ステー	有	有	水 300	80	70	1,			
	9.00		ージ	ジバツ			W9	0	0	50			
				ク			白 500			0			
							W6						
鏡山小	屋内運動場 88	有	ステ	ステー	有	有	水 500	90	70	1,			
	0.00		ージ	ジバツ			W18	0	0	50			
				ク						0			
久里小	屋内運動場 72	有	ステ	ステー	有	有	水 400	80	70	1,			
	0.00		ージ	ジバツ			W6	0	0	50			
				ク			水 300			0			
							W24						
鬼塚小	屋内運動	有	ステ	ステー	有	有	水 300	80	70	1,			





	場 88		ージ	ジバツ				W6	0	0	50	
	8.00			ク				水 300			0	
								W24				
西唐津 中	屋内運動 場 91	有	ステ	ステー	有	有	有	水 400	90	70	1,	
	2.05		ージ	ジバツ				W28	0	0	50	
				ク							0	
湊中	屋内運動 場 56	有	ステ	ステー	有	有	有	40W8	60	70	1,	
	7.00		ージ	ジバツ					0	0	50	
				ク							0	
大成公 民館	会議室 177.7	有	ステ	ステー	有	なし	有	36W4	22	唐津市公民館条例（平成17年条		
	5		ージ	ジバツ				50W7	0	例第300		
				ク						号)に規定する額		
志道公 民館	会議室 263.0	有	ステ	ステー	有	なし	有	100W1	25	例第300		
	0		ージ	ジバツ				0	0	号)に規定する額		
				ク								
東唐津 公民館	会議室 193.6	有	ステ	ステー	有	有	有	40W4	20			
	3		ージ	ジバツ				50W7	8			
				ク								
長松公 民館	会議室 315.3	有	ステ	ステー	有	有	有	36W48	35			
	5		ージ	ジバツ				白 60W0				
				ク				5				
西唐津 公民館	講堂 83.00	有	ステ	ステー	有	有	有	水 40W5	0			
			ージ	ジバツ				12	0			
				ク				白 8W2				

	場 88		ージ	ジバツ				W6	0	0	50	
	8.00			ク				水 300			0	
								W24				
西唐津 中	屋内運動 場 91	有	ステ	ステー	有	有	有	水 400	90	70	1,	
	2.05		ージ	ジバツ				W28	0	0	50	
				ク							0	
湊中	屋内運動 場 56	有	ステ	ステー	有	有	有	40W8	60	70	1,	
	7.00		ージ	ジバツ					0	0	50	
				ク							0	
大成公 民館	会議室 177.7	有	ステ	ステー	有	なし	有	36W4	22	唐津市公民館条例（平成17年条		
	5		ージ	ジバツ				50W7	0	例第300		
				ク						号)に規定する額		
志道公 民館	会議室 263.0	有	ステ	ステー	有	なし	有	100W1	25	例第300		
	0		ージ	ジバツ				0	0	号)に規定する額		
				ク								
東唐津 公民館	会議室 193.6	有	ステ	ステー	有	有	有	40W4	20			
	3		ージ	ジバツ				50W7	8			
				ク								
長松公 民館	会議室 315.3	有	ステ	ステー	有	有	有	36W48	35			
	5		ージ	ジバツ				白 60W0				
				ク				5				
西唐津 公民館	講堂 83.00	有	ステ	ステー	有	有	有	水 40W5	0			
			ージ	ジバツ				12	0			
				ク				白 8W2				

							0		
竹木場 公民館	大会議室 164. 85	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	50W 4 38W24 36W12	20 0
高島公 民館	会議室 114.3 1	有	なし	なし	有	なし	有	40W4	10 0
佐志公 民館	大会議室 283. 00	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	35 0
久里公 民館	会議室 168.0 0	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	20 0
鬼塚公 民館	会議室 168.0 0	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	20 0
大良公 民館	講堂 08.00	2有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	なし	有	40W6	30 0
湊公民 館	大会議室 245. 1	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	32W20 42W13	30 0
神集島	講堂 2	有	ステ	ステー	有	有	有	80W12	20

							0		
竹木場 公民館	講堂 36.00	1有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	白100 W8	20 0
高島公 民館	会議室 114.3 1	有	なし	なし	有	なし	有	40W4	10 0
佐志公 民館	大会議室 283. 00	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	35 0
久里公 民館	会議室 168.0 0	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	20 0
鬼塚公 民館	会議室 168.0 0	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	100W8	20 0
大良公 民館	講堂 08.00	2有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	なし	有	40W6	30 0
湊公民 館	会議室 131.7 6	有	ステ ージ	ステー ジバッ ク	有	有	有	40W12	10 0
神集島	講堂 2	有	ステ	ステー	有	有	有	80W12	20

公民館	22.76		ー	ジ	ジ	バ	ッ											0	
成和公民館	会議室 254.2 2	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	32W48 白30W50	30							
唐津市都市コミュニティセンター	会議室 211.7 0	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	白100 W9 白60W 12 110W1 2 40W14	30	唐津市都市 コミュニテ ィセンター 条例(平成 17年条例 第305 号)に規定 する額						
浜崎小	屋内運動 場 1,1 38.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	300W2 3 60W3	80	70	1,					0
玉島小	屋内運動 場 78 0.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 32	50	70	1,					0
平原小	屋内運動 場 71 1.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 18	50	70	1,					0
浜玉中	屋内運動 場 1,3	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 24	1,	70	1,					0
公民館	22.76		ー	ジ	ジ	バ	ッ												0
成和公民館	会議室 254.2 2	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	32W48 白30W50	30							
唐津市都市コミュニティセンター	会議室 211.7 0	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	白100 W9 白60W 12 110W1 2 40W14	30	唐津市都市 コミュニテ ィセンター 条例(平成 17年条例 第305 号)に規定 する額						
浜崎小	屋内運動 場 1,1 38.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	300W2 3 60W3	80	70	1,					0
玉島小	屋内運動 場 78 0.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 32	50	70	1,					0
平原小	屋内運動 場 71 1.00	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 18	50	70	1,					0
浜玉中	屋内運動 場 1,3	有	ス	テ	ス	テ	ー	有	有	有	水400W 24	1,	70	1,					0

	56.00		ク					0		0						0		0		
巖木小	屋内運動場 632.00	有	ステ ージ	ステ ー	有	無	有	400W24	700	0	0					400W24	700	0	0	
巖木小	屋内運動場 1,034.00	有	ステ ージ	ステ ー	有	無	有	100W20	900	0	0					100W20	900	0	0	
巖木中	屋内運動場 1,701.00	有	ステ ージ	ステ ー	有	無	有	1000W20	1,000	0	0					1000W20	1,000	0	0	
巖木コ ミュニ ティセ ンター	屋内運動場 598.00	有	ステ ージ	ステ ー	有	有	有	400W14	600			唐津市巖木 コミュニテ ィセンター 条例（平成				400W14	600			唐津市巖木 コミュニテ ィセンター 条例（平成
	婦人研修室 170.00	有	ステ ージ	ステ ー	有	有	有	20W×414	200			17年条例 第306 号）に規定 する額				20W×414	200			17年条例 第306 号）に規定 する額
相知小	屋内運動場 797	有	ステ ージ	ステ ー	有	無	有	400W24	500			唐津市照明 施設条例 （平成17				400W24	500			唐津市照明 施設条例 （平成17
伊岐佐 小	屋内運動場 630	有	ステ ージ	ステ ー	有	無	有	400W21	400			年条例第3 29号）に 規定する額				400W21	400			年条例第3 29号）に 規定する額

相知中	屋内運動場 1,080	有	ステージ	ステータ	有	無	有	300W24	1,000			
北波多公民館	大会議室	有	ステージ	ステータ	有	無	有	60W440	200	唐津市公民館条例____  ____に規定する額		
	第1会議室	無	無	無	有	無	有	40W164	40			
	第2会議室	無	無	無	無	無	有	40W124	40			
	第3会議室	無	無	無	無	無		(30W+28W)1 (28W+28W)2 (28W+30W+40W)	40			
入野小	屋内運動場 619	有	有	ステータ	有	無	有	300W12	400	0	0	
田野小	屋内運動場 84	有	有	ステータ	有	有	有	400W13	500	0	0	

相知中	屋内運動場 1,080	有	ステージ	ステータ	有	無	有	300W24	1,000			
北波多公民館	大会議室	有	ステージ	ステータ	有	無	有	60W440	200	唐津市公民館条例（平成17年条例第300号）に規定する額		
	第1会議室	無	無	無	有	無	有	40W164	40			
	第2会議室	無	無	無	無	無	有	40W124	40			
	第3会議室	無	無	無	無	無		(30W+28W)1 (28W+28W)2 (28W+30W+40W)	40			
入野小	屋内運動場 619	有	有	ステータ	有	無	有	300W12	400	0	0	
田野小	屋内運動場 84	有	有	ステータ	有	有	有	400W13	500	0	0	

	4			ク															
納所小	屋内運動 場 86 4	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	200~4 00W120	50	0	0	0							
入野小 向島分 校	2Fホール 162	無	有	無	有	有	有	40W11	10	0	0	0							
切木小	屋内運動 場 60 4	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	400+2 50w120 400w2	50	0	0	0							
肥前中	屋内運動 場 1,3 54	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	300W2 0	1,	0	0	0							
肥前公 民館	第1研修 室 14 5	無	有	黒板等	有	無	有	40W64	12	0			唐津市公民 館条例_____						
名護屋 小	屋内運動 場 1,0 33.00	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	400W1 6 400W1 0 2	1,	0	0	0							
打上小	屋内運動	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	400W2	80	0	0	0							

	4			ク															
納所小	屋内運動 場 86 4	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	200~4 00W120	50	0	0	0							
入野小 向島分 校	2Fホール 162	無	有	無	有	有	有	40W11	10	0	0	0							
切木小	屋内運動 場 60 4	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	400+2 50w120 400w2	50	0	0	0							
肥前中	屋内運動 場 1,3 54	有	有	ステー ジバッ ク	有	無	有	300W2 0	1,	0	0	0							
肥前公 民館	第1研修 室 14 5	無	有	黒板等	有	無	有	40W64	12	0			唐津市公民 館条例（平 成17年条 例第300 号）に規定 する額						
名護屋 小	屋内運動 場 1,0 33.00	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	400W1 6 400W1 0 2	1,	0	0	0							
打上小	屋内運動	有	ス テ ー ジ バ ッ ク	ス テ ー ジ バ ッ ク	有	無	有	400W2	80	0	0	0							





小川小 中	屋内運動 場 66 9.00	有	ステ ージ	ステー ジバ ック	有	無	有	400W2 8	80	0	0		
呼子公 民館	大会議室 376. 25	有	ステ ージ	ステー ジバ ック	有	無	有	32.5W1 0 43W36 31.9W2 1	34 4	唐津市公民館条例			
	中会議室 79.4 0	無	無	ホワイ トボー ド	有	無	有	43W9 黒板灯 19.5W2	80	する額			
	小会議室 57.7 0	無	無	ホワイ トボー ド	有	無	有	43W6 黒板灯 19.5W2	40				
	中和室 56.10	無	無	無	無	無	有	60.5W6 5.9W1 (床の間)	40				
	小和室 44.50	無	無	無	無	無	有	60.5W4	25				
北部集 会所	集会室 100.8 4	無	ステ ージ	無	無	有	有	40W24 0	14 0	0	0		
	和室 1 9.87	無	無	無	無	無	無	40W8	30	0	0		

小川小 中	屋内運動 場 66 9.00	有	ステ ージ	ステー ジバ ック	有	無	有	400W2 8	80	0	0		
呼子公 民館	大会議室 376. 25	有	ステ ージ	ステー ジバ ック	有	無	有	32.5W1 0 43W36 31.9W2 1	34 4	唐津市公民館条例（平成17年条例第300号）に規定			
	中会議室 79.4 0	無	無	ホワイ トボー ド	有	無	有	43W9 黒板灯 19.5W2	80	する額			
	小会議室 57.7 0	無	無	ホワイ トボー ド	有	無	有	43W6 黒板灯 19.5W2	40				
	中和室 56.10	無	無	無	無	無	有	60.5W6 5.9W1 (床の間)	40				
	小和室 44.50	無	無	無	無	無	有	60.5W4	25				
北部集 会所	集会室 100.8 4	無	ステ ージ	無	無	有	有	40W24 0	14 0	0	0		
	和室 1 9.87	無	無	無	無	無	無	40W8	30	0	0		

天満町 集会所	和室 3 3.12	無	無	無	無	無	有	(40W+ 32W+3 0W) 2	50	0	0	0
呼子中 央集會 所	集會室	有	ステ ージ	ステー ジ	無	無	有	40W39 150W2 20W3	26	0	0	0
川端集 會所	會議室 52.61	有	ステ ージ	無	有	無	有	40W13	75	0	0	0
愛宕下 集會所	和室 3 6.43	無	無	無	無	無	有	20W13	50	0	0	0
愛宕上 集會所	集會室 43.06	有	ステ ージ	無	無	無	無	40W18 110W2	60	0	0	0
殿ノ浦 集會所	1階和室 36.8	無	無	無	無	無	有	20W12	50	0	0	0
	2階和室 26.4	無	無	無	無	無	有	30W4	35	0	0	0
殿ノ浦 西集會 所	大研修室 43.7	無	無	無	無	無	有	20W24	50	0	0	0
	小研修室 21.8	無	無	無	無	無	有	20W8	25	0	0	0
小友集 會所	會議室 55.89	無	無	無	無	有	有	110W1 80	0	0	0	0
大友集 會所	會議室 24.30	無	無	無	無	有	有	40W12	35	0	0	0



**議案第45号**

唐津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則制定  
について

唐津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を別紙のように  
制定するものとする。

令和3年8月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 竹木場公民館の移転に伴い制定するものである。

## 規 則 案 の 概 要

### 1 規則案の題名

唐津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

### 2 改正理由

竹木場公民館の移転に伴い改正するもの

### 3 改正内容

竹木場公民館の移転に伴う竹木場公民館の位置の変更について、令和3年9月1日からとするもの

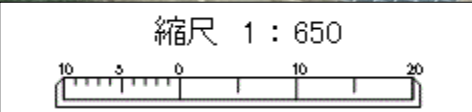
## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

唐津市公民館条例の一部を改正する条例（令和3年条例第19号）の施行期日は、令和3年9月1日とする。



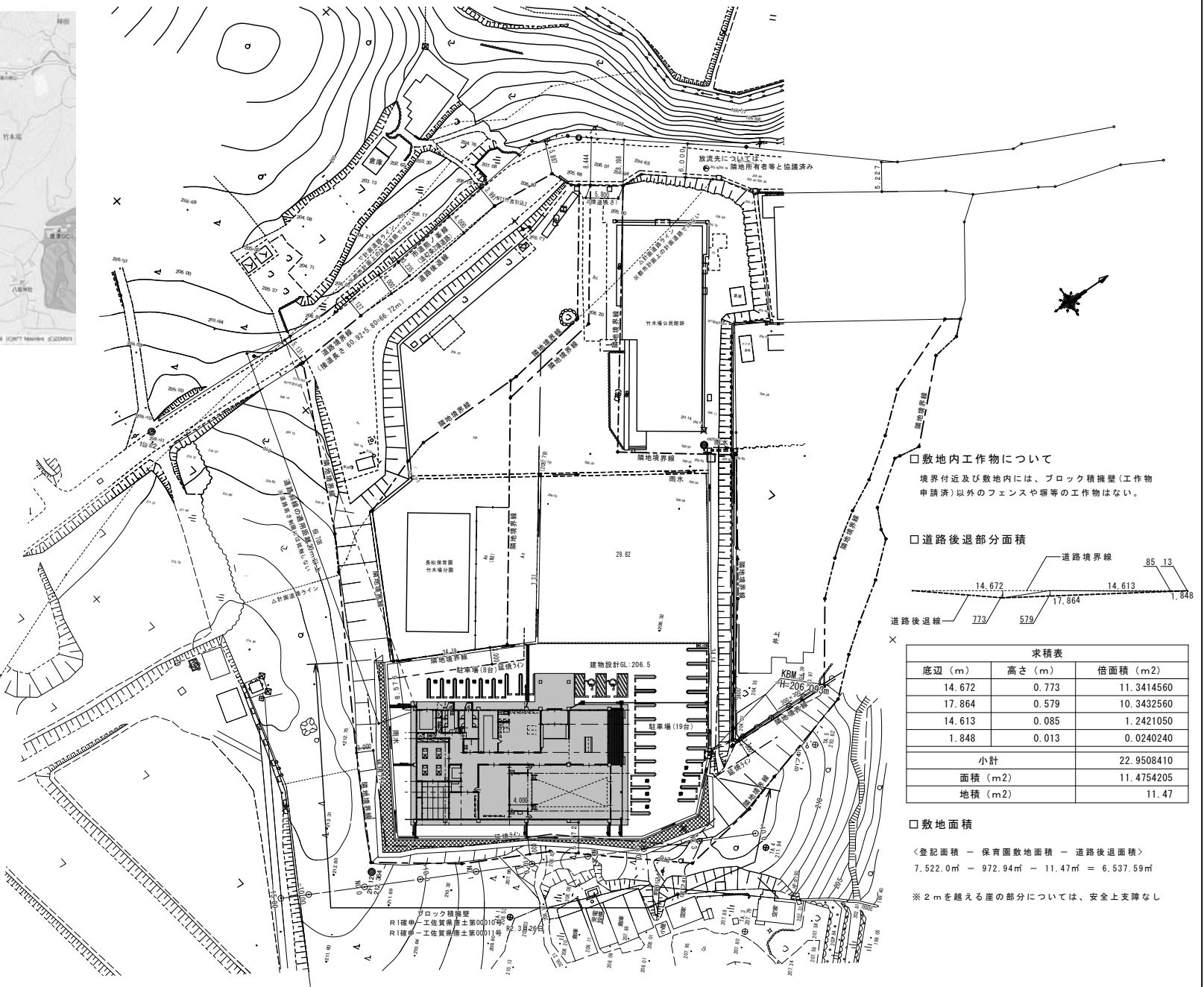
議案第 4 5 号 参考資料 位置図





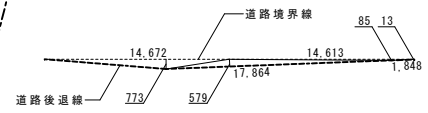


附近見取図



敷地内工物について  
境界付近及び敷地内には、ブロック積擁壁(工物申請済)以外のフェンスや塀等の工物はない。

道路後退部分面積



求積表		
底辺 (m)	高さ (m)	倍面積 (m <sup>2</sup> )
14.672	0.773	11.3414560
17.864	0.579	10.3432560
14.613	0.085	1.2421050
1.848	0.013	0.0240240
小計		22.9508410
面積 (m <sup>2</sup> )		11.4754205
地積 (m <sup>2</sup> )		11.47

敷地面積

〈登記面積 - 保育園敷地面積 - 道路後退面積〉  
7,522.0m<sup>2</sup> - 972.94m<sup>2</sup> - 11.47m<sup>2</sup> = 6,537.59m<sup>2</sup>

※ 2mを越える崖の部分については、安全上支障なし



**議案第46号**

唐津市近代図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市近代図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和3年8月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 図書館の運用の実態に合わせて、規則を改正するもの。

## 規則案の概要

### 1 規則案の題名

唐津市近代図書館条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

図書館の運用の実態に合わせて、規則を改正するもの。

### 3 規則案の内容

図書館資料の貸出利用及び図書館利用者カードの有効期限を一部改正するもの。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市近代図書館条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市近代図書館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「市内」の次に「又は東松浦郡玄海町」を加え、同条に次の1項を加える。

5 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から10年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。

第9条第1号中「その資格を喪失するまでとする。」を「登録の日から3年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から3年後の誕生日まで更新する。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第46号参考資料

### 唐津市近代図書館条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(図書館資料の貸出利用)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内又は東松浦郡玄海町に居住する者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から10年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。</u></p> <p>(図書館利用者カードの有効期限)</p> <p>第9条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第6条第1項第1号及び第2号の規定により個人で利用者登録をした者は、<u>登録の日から3年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から3年後の誕生日まで更新する。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(図書館資料の貸出利用)</p> <p>第6条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内_____に居住する者</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(図書館利用者カードの有効期限)</p> <p>第9条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第6条第1項第1号及び第2号の規定により個人で利用者登録をした者は、<u>その資格を喪失するまでとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p>

**議案第47号**

唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則制定について  
唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものとする。

令和3年8月26日 提出

唐津市教育委員会

教育長 栗原宣康

提案理由 図書館の運用の実態に合わせて、規則を改正するもの。

## 規則案の概要

### 1 規則案の題名

唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則

### 2 改正理由

図書館の運用の実態に合わせて、規則を改正するもの。

### 3 規則案の内容

図書館資料の貸出利用及び図書館利用者カードの有効期限を一部改正するもの。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。

## 唐津市教育委員会規則第 号

唐津市相知図書館条例施行規則の一部を改正する規則

唐津市相知図書館条例施行規則（平成24年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「市内」の次に「又は東松浦郡玄海町」を加え、同条に次の1項を加える。

5 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から10年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。

第9条第1号中「その資格を喪失するまでとする。」を「登録の日から3年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から3年後の誕生日まで更新する。」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 議案第 4 7 号参考資料

### 唐津市相知図書館条例施行規則の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(図書館資料の貸出利用)</p> <p>第 6 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内又は東松浦郡玄海町に居住する者</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 館長は、その資格の喪失を確認したもの又は最後の貸出利用の日から 10 年間貸出利用がないものに対して、その資格を除籍することができる。</u></p> <p>(図書館利用者カードの有効期限)</p> <p>第 9 条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により個人で利用者登録をした者は、<u>登録の日から 3 年後の誕生日までとする。ただし、登録者が確認書類を提示し、その資格があると申し出た場合、館長は、当該有効期限を資格があると確認した日から 3 年後の誕生日まで更新する。</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(図書館資料の貸出利用)</p> <p>第 6 条 図書館資料の館外貸出しを受けることができるものは、次のとおりとする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 市内_____に居住する者</p> <p>(2) 及び(3) 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(図書館利用者カードの有効期限)</p> <p>第 9 条 図書館利用者カードの有効期限は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により個人で利用者登録をした者は、<u>その資格を喪失するまでとする。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p>